

家畜衛生情報

12月1日より始まります

死亡牛（24ヵ月齢以上）のBSE全頭検査

BSE対策特別措置法第6条により、平成15年4月から24ヵ月齢以上の死亡牛はBSE全頭検査が義務付けられました。

岐阜県でも関係施設が整いましたので、平成15年12月1日から開始いたします。

24ヵ月齢以上の死亡牛は全て次の流れで検査・処理されます。

農場等で24ヵ月齢以上の死亡牛を確認

獣医師に検案を依頼

検案書は死亡牛を搬入する場合に必要です。

必要書類の整備（1頭ごとに作成）

死亡牛処理整理票

適正に死亡牛が処理されたことを確認するための必要書類で、保管料・輸送料・処理料に対する補助金交付に必要です。

検案書

一時保管場所（岩永商店）への死亡牛の搬入について

死亡牛管理者（所有者等）の責任において適正な方法で運搬して下さい。
搬入は、日曜、祝祭日、年末・年始（12/31～1/3）、盆休を除く毎日です。

岩永商店へ電話で連絡して下さい。

受付連絡時間 午前8：00～午後5：00

電話番号 0584-34-3127（専用）

一時保管場所への死亡牛の搬入

受入時間 午後1：00～午後4：00

BSE検査は、岐阜家畜保健衛生所が実施します。

BSE検査の結果、陰性を確認した死亡牛は、岩永商店により愛知化製事業協業組合へ運搬され死亡牛専用ラインで化製処理されます。